

目標

事業開始時点において、公共交通の機能補完するため図1のとおり5駅を中心にサイクルポートを設置する。令和5年3月時点においては、図2のとおり市内全域への市民サービスの展開を目指す。

図1 事業開始時点

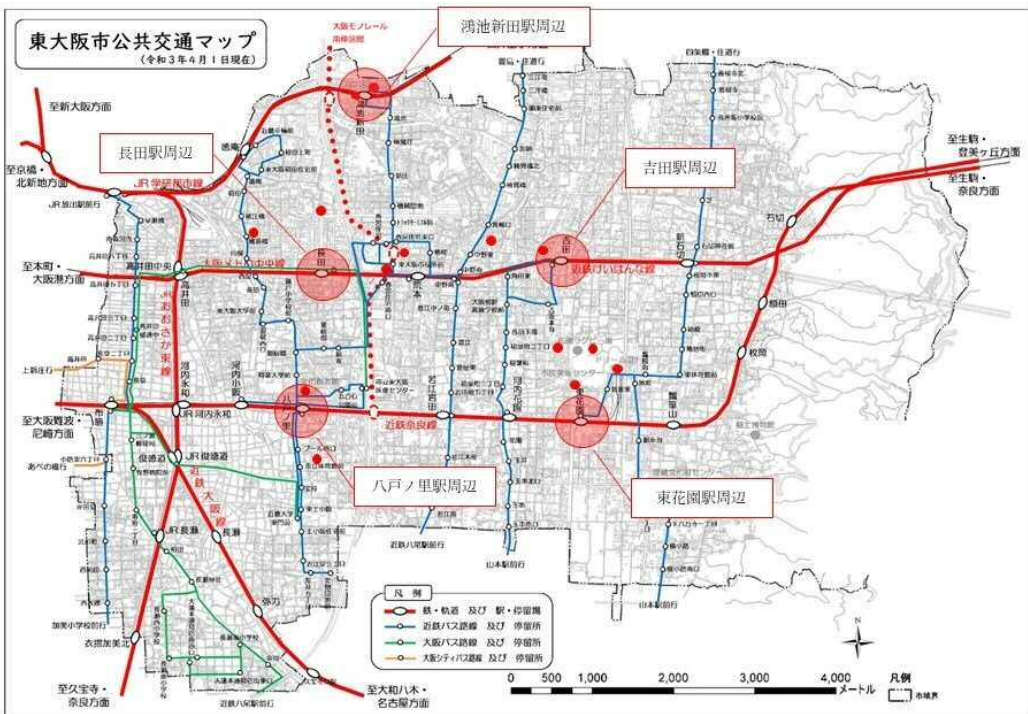
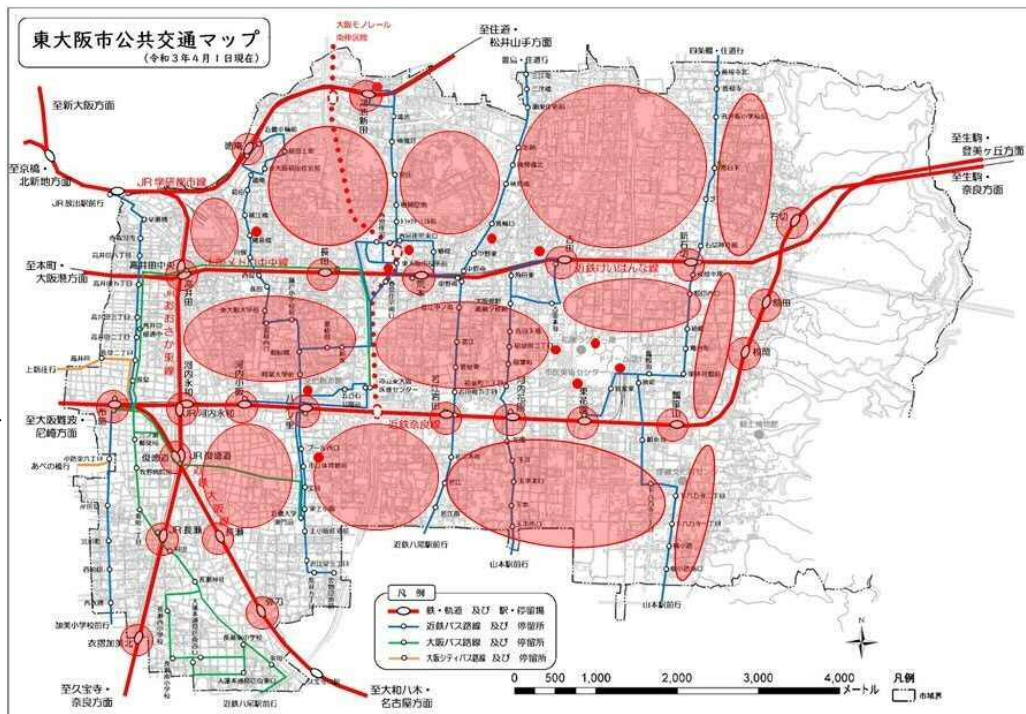


図2 令和5年3月時点



事業開始時のサイクルポート必置エリア

- ・上図5駅周辺（駅を中心に原則200m圏内）
- ・下表は、5駅周辺の交通機能を補完する上で、提供可能な市所有施設の一覧であり、各施設へのサイクルポートの設置が可能

|   |                     |    |                                   |
|---|---------------------|----|-----------------------------------|
| 1 | 鴻池新田駅前地下自転車駐車場      | 11 | 中部緑地                              |
| 2 | 東大阪市役所              | 12 | 花園中央公園<br>（ドリーム21前、市民美術センター前、野球場） |
| 4 | ももの広場（楠根行政サービスセンター） | 13 | 菱屋東公園                             |
| 5 | 文化創造館               | 14 | 本庄南公園                             |
| 6 | 東大阪アリーナ（総合体育館）      | 15 | 八戸ノ里公園                            |
| 7 | スポーツホールかがやき         | 16 | 吉原公園                              |
| 8 | 花園図書館               |    |                                   |

令和5年3月時点の展望

- ・鉄道全駅周辺（駅を中心に原則200m圏内）
- ・その他、公共交通機関の空白地帯、また移動の利便性が見込まれる民間スペース